

# 報 告

## 平成16年度 北海道医師会少子化対策シンポジウム(3)

—こどもたちは北海道の希望です—

### ◇地域保健部◇

### シンポジウムⅢ 北海道における児童虐待の現状

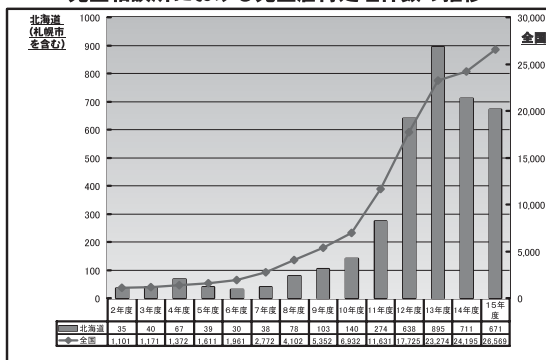
北海道中央児童相談所長  
石狩市長石狩保健福祉事務所児童相談部部长

家村 昭矩

今日のメインテーマから少しそれますが、少子化対策の重要な柱となっている児童虐待の対応について、特にその中で北海道における児童虐待の現状、それから、先般、改正された児童虐待防止法の概要について、お話をさせていただきます。

まず最初に、児童相談所における児童虐待の処理件数の推移です。

児童相談所における児童虐待処理件数の推移



全国に、児童相談所は182カ所あります。児童相談所が児童虐待に関して統計を取り始めたのは、平成2年の時、約1,100件程度でした。それが、15年度までの間に激増しているというのが、お分かりいただけるかと思ひます。とりわけ社会の関心が高まったのは、平成5年度～6年度です。この時期は、ちょうど平成6年に、「子どもの権利条約」を、わが国が批准した年です。児童虐待について、大変大きな関心と呼び、メディアから大きく取り上げられたことは、記憶に新しい

ところでは。

その前後に、全国各地域の中で民間の児童虐待防止のためのネットワークがたくさん作られ始めました。そのあと、国もモデル事業を立ち上げ、平成8年、9年頃から急激に取扱い件数が増加をし始めます。とりわけ、11年度から大きな増加を示していますが、これは国が「児童虐待については児童福祉法だけで対応が十分」としていたのですが、「もっと対策を講じる必要があるのではないだろうか」というような指摘が強くなり、国会で議論が平成11年から始まりました。そして、12年度の11月に児童虐待防止法が制定されました。ちょうどこの時期、全国的に児童虐待に対する相談、取扱いが増えたということです。

こういう経過の中で、平成2年から平成15年の14年間を改めて見ると、まさに24倍、大変な激増であることが、お分かりいただけるかと思ひます。

北海道に目を転じますと、北海道には札幌市と、道内に8つの児童相談所、合わせて9カ所の児童相談所があります。その北海道の取扱いも、若干違いがありますが、全国とほぼ同じような傾向を13年度までは示しているというのがお分かりいただけるかと思ひます。

北海道の14年度と15年度の減少傾向について、触れておきたいと思ひます。北海道では、特に11年度から13年度にかけて、マスコミの報道、また、私ども児童相談所を中心とした地域での啓蒙、啓発活動が大変強く取り組まれまして、その結果としての抑止効果があったのではないだろうかと考えられます。

2点目には、11年度、12年度、特に、12年度から北海道内の各市町村に児童虐待に対する地域でのネットワークを作るようになりました。そこで取扱いをどんどん進めることになる。要になる

保健師さんだとか、それから保育所の先生方、幼稚園、学校の先生方、地域の民生児童委員さん方等々の取り組み、そのことが、実際、初期の対応とか、それから軽度の虐待対応、それをそれぞれの地域が扱うようになったことが、この減少傾向にもしかするとつながっているのではないだろうかと分析ができる気がいたします。

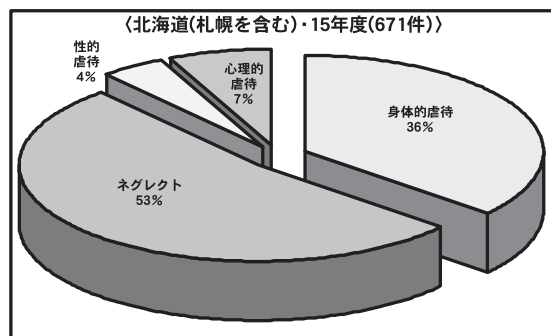
ただ、問題はその関心の高まり、地域での取り組みの向上は、虐待の発見にもつながるといふ側面もあると私はみております。この減少傾向がこのあと続くのではなくて、虐待そのものは、まだまだ潜在しているという見方が一般的です。ですからこの動向は、このあとも続けて見ていかねばいけないと思っております。

現実に、今年度の上半期の統計、まだ概数ですが、15年度の同期と比較いたしますと、既に上回っています。児童虐待防止法の改正の動きをにらみ合わせますと、前年度を上回るかも知れないということが、既に予測される状況にあります。

次に児童虐待の種別についてお話します。児童虐待の4つの分類については後ほどお話をしますので多くは触れませんが、全体の約5割が、ネグレクトです。そして身体虐待が約36%、合わせますとまさに9割を占めています。

北海道の取り扱い件数を全国的な動向と比較をしてみるとここ3年間、身体的な虐待の傾向は、約37%台を示しております。そしてネグレクトについては、5割を超えるというのが、ご覧いただけると思います。

### 児童虐待の種別(割合)



ところが、全国の動向は、15年度は身体的虐待は45%、ネグレクトは40%を切るというような、

ちょうど逆転したような状態がお分かりをいただけると思います。

### 児童虐待の種別

【北海道(札幌市を含む)】

区分	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待
13年度	件数	338	459	36
	率	37.8%	51.3%	4.0%
14年度	件数	266	373	33
	率	37.4%	52.5%	4.6%
15年度	件数	242	353	29
	率	36.1%	52.6%	4.3%

全国割合 (15年度)	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待
	45.2%	38.2%	3.3%	13.3%

これはどういう意味を持つかと考えてみますと、身体虐待というのは分かりやすい。それから判断をしやすい。そしてまた係わりやすい、介入しやすいという要素を持つのではないかと思います。外から事実を確認しやすいからです。その反対にネグレクトについては、その事実を判断するのはなかなか難しい。分かりにくい。そしてまた、係わりにくいという側面を持っております。ですから、全国的な動向としましては、やはり身体虐待というのが取り扱いの主流をなすわけですが、北海道は逆になっています。

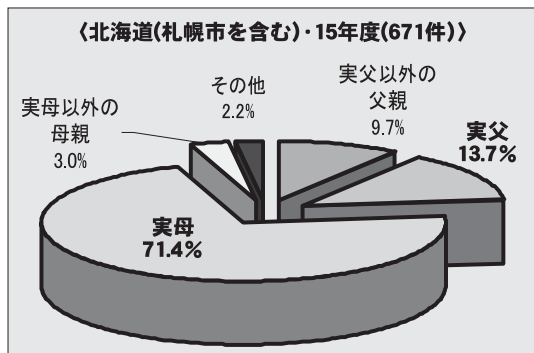
先ほど北海道の14年、15年の減少傾向をちょっと触れましたが、もしかするとこれは、北海道は虐待に対する理解、認識の深さ、そして積極的な取り組みの結果が、実は、虐待の抑止効果を上げていることと、判断の難しいネグレクトの取り扱い件数の多さに表れているのではないだろうかと思えるような、そんな気がします。

それでは、虐待をする者、主たる虐待者はどうということかというのをご覧いただきたいと思えます。

これは北海道全体で、実の母親によるものが71%。そして実の父親13.7%を入れますと、実父母が実に85%、こういう高い比率になります。

その状況については、過去3年間の動向と全国の割合をみて下さい。実の父親と、それから実母の比率は若干違いますが、合わせますと85%、全国と同じような傾向を示しているということが見えます。

### 主たる虐待者

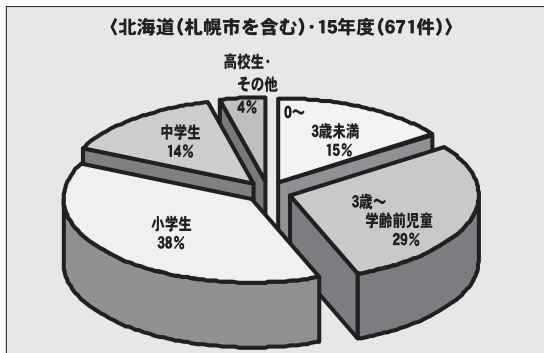


そこで、特に気になるのは、実の母親の比率がやはり高いことでありますが、これは当然、子育てを母親に多くゆだねているということと、そしてその結果、お母さんたちの育児不安、そういうものが虐待というものに表れてきているのではなかろうかというふうに感じられます。

続いて、虐待の受ける子どもたちの年齢構成です。就学前の子どもたち、これが44%。小学生までを含めると8割というのが虐待を受けている子どもたちであります。

特に、身体的にもそれから精神的にも自己主張のできない子どもたちに虐待が起きているという実態が見えると思います。

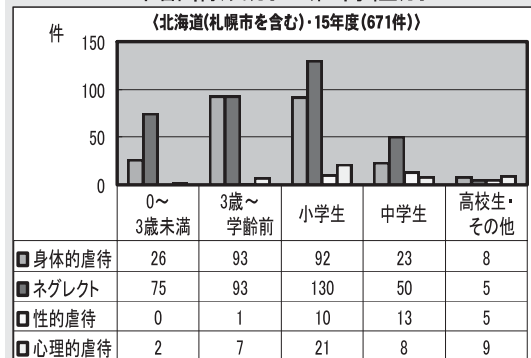
### 被虐待児童の年齢構成



その年齢ごとの虐待の種別の内容をご覧ください。やはり3歳未満の子どもたちに多く表れているのはネグレクトと身体虐待。そして就学するとネグレクトの比率が多くなるのがご覧いただけるのではないかと思います。就学前の子どもたち、とりわけ0歳から3歳未満、3歳から就学前の子どもたちの身体的な虐待というのは大変ダメ

ージが高い。命の危険にさらされる、そういうような事例が大変多くあります。

### 年齢構成別の虐待種別



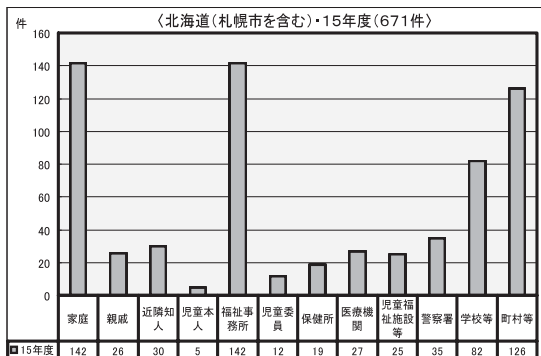
私たちが取り扱う子どもたちの中で、生後まだひと月にもならない子どもが、頭蓋内出血をしているということで運び込まれた例もありますし、そしてまた9カ月になる子が、頭蓋骨骨折が数カ所にあるという事例もあります。命に係わるような事件というのは、この乳幼児期の子どもたちの中には多くみられ、深刻な事例としてあります。

中学生、それから高校生の中でもネグレクトが見えます。これは、ご記憶にあらうかと思いますが、今年の1月、大阪の岸和田市で中学3年生の男の子が、悲惨な状態で発見をされたという報道がありました。まさに中学生、高校生ぐらいの子どもたちの中にも、深刻なネグレクト状態が潜んでいる可能性があるということにも注目をしておかなければいけないと思います。

そして、全体的な取り扱いの件数は大変少ないんですが、性的な虐待です。中学生、そして高校生、特に、女の子たちを中心とする虐待を受ける子どもたちの存在ですが、性虐待については、取り扱いがきわめて困難です。子ども自身もその事実を隠しがりますし、調査もなかなか進まない。しかし、児童相談所の現場で、複雑な家族の問題をたくさん係わりを持って見ておきますと、この性虐待の持つ深刻さが潜んでいるように思います。数は少ないけれども、今後この対応が求められてくるような、そんな気がしております。

続いて、虐待の経路別の相談件数をご覧ください。続きたいと思います。

**虐待の経路別相談件数**



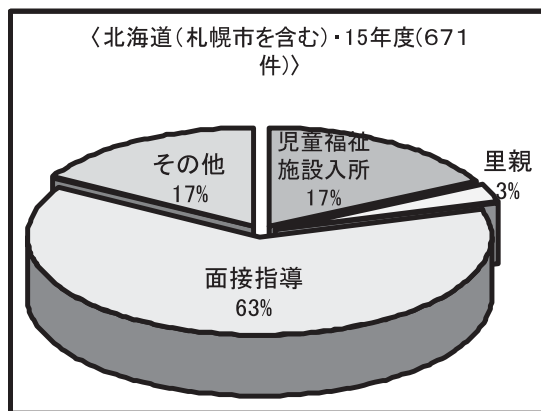
やはり多いのは、家庭からです。とりわけ私ども児童相談所は、「虐待をしそうだ」とか、また、「してしまった」という、子育てに係わる悩みの相談機関です。そういう意味では、虐待も含めまして、家族から寄せられる相談の比率が高い。そしてまた、福祉事務所、地元の保健師さん、保育士さん、そして民生児童委員さん等々から寄せられた相談、それが児童相談所に通告されてきます。そして、北海道は町村数が大変多いです。その町村から直接、私どもの児童相談所のほうに相談が寄せられることも多くあります。

このほか、件数は大変少ないのですが、子ども本人が相談所に駆け込んでくるという事例もあります。養父の虐待に堪えきれなくなって、本人が飛び込んでくる。また、児童相談所の玄関の前を歩き来している子どもを呼び止めて、中に入れたら、(友だちと一緒に来たのですけれども) 実は、お母さんの旦那さん、養父に性的な嫌がらせを続けて受けていたという事実が発覚した例もありました。

次に相談の処理の状況ですが、全体の約6割が面接指導です。これは児童相談所から調査とか訪問面接などをした結果、虐待は軽度であるというふうに判断をした場合、そしてまた、保護者に注意を促して、助言をしたり、また地域の関係機関の方々と一緒になって、その後の見守り、子育て支援、そんな体制で済ませられるケース、これを私たちは面接指導というところに分類をしておりますが、これが6割ぐらい。あと残りが、この児童福祉施設と里親に委託をすることです。これが、2割です。これは結果として「家族と一緒に

に、保護者と一緒に暮らすことが適切ではない」、「分離をすることが適当だ」と判断した子どもたちを児童養護施設また乳児院、あるいは里親を活用します。この児童福祉施設の中には、児童自立支援施設を活用するという場合もありますし、先ほど、道の保健福祉部長のご挨拶の中にもありましたが、北海道には情緒短期治療施設がありませんでしたが、来年度に開設予定の情緒障害短期治療施設を使うこともこれからは増えてくるのではないだろうかと思えます。

**児童虐待相談の処理状況**



その他の17%については、約110件ほどですが、この中に「児童福祉司指導」ということで児童相談所が直接、子どもや保護者を指導するという措置があります。児童福祉施設について詳しくみると、平成13年度も132件、14年度では128件、そして15年度では117件入所しています。里親委託を含めるとほぼ120~130件と過去3年

**児童虐待相談の処理状況**

[北海道(札幌市を含む)]

区分	児童福祉施設入所	里親	面接指導	その他	計
13年度	132	32	601	130	895
率	14.7%	3.6%	67.2%	14.5%	
14年度	128	14	466	103	711
率	18.0%	2.0%	65.5%	14.5%	
15年度	117	21	421	112	671
率	17.4%	3.1%	62.7%	16.7%	

全国割合(14年度)	11.3%	0.7%	80.1%	7.8%
------------	-------	------	-------	------



間、推移をしているというのがお分かりいただけるかと思ます。

そして、その比率も処理件数の約2割という傾向であります。それは全国的な動向から見ますと、分離をしなければいけないケースが多いということがお分かりをいただけると思ます。それだけ北海道の虐待相談は大変深刻であり、分離まで進まなければいけない事例が大変多いということがお分かりいただけましたと思ます。

また、「その他」や「面接指導」の中でも在宅で引き続き指導を続けなければいけないケースが多くなってきている。これが年々累積をすることになります。児童相談所の現場では、寄せられた相談が1回で解決をしない。そのあと、継続して地域の方々と見守り、そしてまた児童相談所の対応を続けるということになります。このため、児童相談所は大変困難な事例と向き合い、そして累積していくその数の多さに、正直申しまして、その対応策に頭を痛めているという現状もご報告申し上げたいと思ます。

先ほど児童養護施設など施設に行く子どもたちの話を申し上げましたが、参考として次の表をご覧ください。10月1日現在の入所状況です。

これは児童養護施設と乳児院、そして里親ですが、児童養護施設の暫定の定数が1,611人ですが、平成16年10月1日現在で97%、男女別とか年齢の構成を考えますと、道内に24カ所ある児童養護施設はほぼ一杯という状態であります。そして里親に委託をする子どもさんたちの数も、この3～4年の経過の中で大変、多いということがお分かりいただけるかと思ます。

また、虐待を受けた子どもたちはいろんな問題を抱えております。先ほど、松田先生からもお話ございましたけれども、その中には、ADHDだとかいう症状を持つ子どもたちがいる。そういうことを考えると、施設や里親さんに委託をする子どもたちの処遇にハード、ソフト両面での十分な手立てが必要ではないだろうかと感じています。

続いて、児童虐待防止法の改正された概要についてお話しします。

12年11月20日に施行され、この10月に改正され施行されています。この改正の大きなねらいは、

参考資料

児童養護施設・乳児院の入所状況

【各年10月1日現在（札幌市を含む）】

	施設区分	暫定定員	入所人員	入所率
13年	養護施設	1,645	1,549	94.2%
	乳児院	60	53	88.3%
14年	養護施設	1,623	1,528	94.1%
	乳児院	60	56	93.3%
15年	養護施設	1,624	1,501	92.4%
	乳児院	60	52	86.7%
16年	養護施設	1,611	1,561	96.9%
	乳児院	60	51	85.0%

里親・里子の状況

【各年9月末現在（札幌市を含む）、（～）札幌市の再掲】

	登録数	委託里親数	委託里子数	委託率
13年	621 (104)	214 (27)	289 (41)	34.5% (26.0)
	622 (108)	213 (32)	307 (40)	34.2% (29.6)
15年	602 (124)	226 (42)	321 (53)	37.5% (33.9)
16年	591 (112)	210 (46)	317 (55)	35.5% (41.1)

子どもが虐待を受けるということは、「子どもの人権を著しく侵害し、将来の世代の育成にも懸念を及ぼす」ということが、第1条に児童虐待は「子どもの人権侵害である。」、とうたわれているというのが、今回の改正の大きな特色です。

次に、児童虐待の4つの分類、身体虐待、それから性的虐待、ネグレクト、心理的虐待がありますが、そのうちのネグレクトと心理的虐待に改正が加えられました。

2 児童虐待防止法の改正

- 児童虐待防止法 平成12年11月20日施行
- 児童虐待防止法の一部改正 平成16年10月1日施行

児童虐待は  
人権侵害です！



Information box containing the title '2 児童虐待防止法の改正', a list of laws and their implementation dates, and a graphic with the text '児童虐待は 人権侵害です！' and an illustration of a child.



身体的虐待

- ・打撲傷、あざ、骨折、頭部外傷、たばこによる火傷など 外見的に明らかな傷害を生じさせる行為。
- ・首を絞める、殴る、蹴る、投げ落とす、熱湯をかける、溺れさせる、異物を飲ませる、冬戸外に締め込め、縄などにより身体的に拘束するなどの生命に危険を及ぼすような行為。



性的虐待

- ・子どもへの性交、性的暴行、性的行為の強要、教唆など。
- ・性器や性交を子どもに見せる行為。
- ・子どもにポルノグラフィの被写体になることを強要。



ネグレクト(養育の怠慢・拒否)

- ・子どもの意思に反して学校等に登校させない
- ・重大な病気になるまで通院させない
- ・乳幼児を家に残したまま度々外出する
- ・乳幼児を車の中に放置する
- ・食事を十分に与えない
- ・入浴させない
- ・下着など長期間ひどく不潔なままにする
- ・極端に不潔な環境の中で生活させる
- ・食事、衣類、住環境などが極端に不適切で、健康状態を損なわせるなどの無関心、怠慢 など



改正(追加)

保護者以外の同居人の虐待行為を放置した場合も新たに追加されました。

ネグレクトについては、養育、いわゆる保護者の養育の怠慢、拒否ということです。この中でどういうところがつけ加わったかという、「保護者以外の同居人が子どもに身体的な、または性的な、あるいは心理的な虐待をしている。それを保護者が放置をしていた場合、それは保護者としての監護を著しく怠る行為である。」つまりネグレクトであるというふうに分類をする。いわゆるお

母さんと暮らしている同居人とか、時々通ってくる人が、虐待を行った場合、これはその人も罰せられることになってますが、それを母親自身が放置すると、それはネグレクトです。

次に心理的虐待であります。相談のなかでも対応に大変、頭を痛めているというか、判断の難しいケースであります。この中に新たに、こういう部分が追加をされました。

それは、子どもの目の前で配偶者に対する暴力、つまり、DVですが、それが直接、(いわゆる暴力が直接) 子どもに向かなくても、子どもに著しい心理的な外傷を与えるということが認められれば、これは心理的虐待です。

次に第4条です。これは国と地方公共団体の責務ということをはっきりとしました。今までは、早期の発見、それから保護ということが大きな眼目でしたが、これからは予防と、子どもと、保護者に対する自立のための支援。まさに切れ目のない保護、そしてケアをして、自立に向けてという対応策、これをこの4条に、各地方自治体の責務、

心理的虐待

- ・ことばによる脅かし、脅迫など
- ・子どもを無視したり、拒否的な態度を示すなど
- ・子どもの心を傷つけることを繰り返し言う
- ・子どもの自尊心を傷つけるような言動など
- ・他の兄弟姉妹とは著しく差別的な扱いをする

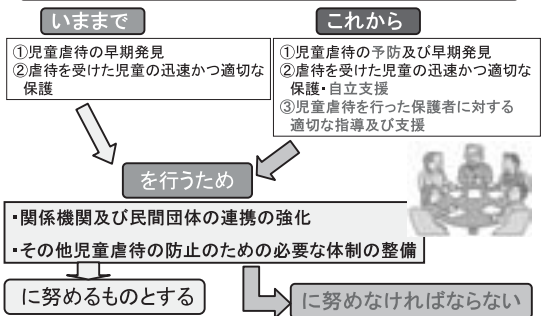


改正(追加)

児童の目の前でドメスティック・バイオレンスがられることも新たに追加されました。



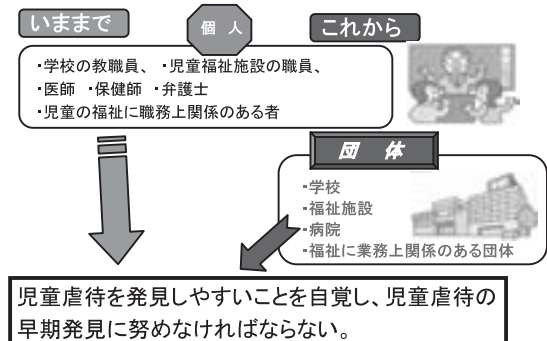
●国と地方公共団体の責務が強化されました(第4条)



国としての責務ということを位置づけ、そしてその取り組みを明記したということです。

次に第5条です。今までは、子どもに直接係わる学校の先生とか個人が発見に努めるということになっていましたが、現実的にそれぞれの組織の中にいる方々は、現場の上司の理解が得られないという実態が報告をされておりました。これではまずいということで、その現場の団体、つまり学校だとか、施設、病院の管理者側にも責任があることを明示しました。

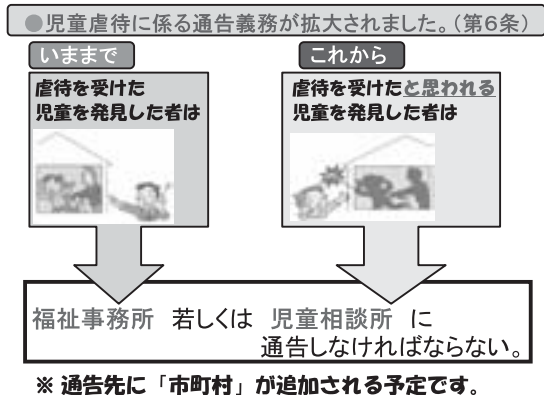
●業務上関係のある団体も早期発見に努めることが明確にされました。(第5条)



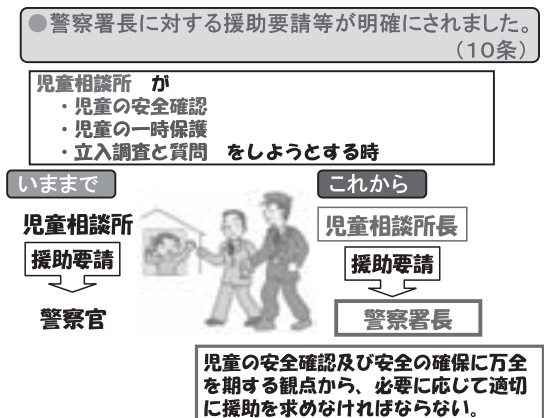
次に第6条の通告義務の拡大です。今までは明らかに虐待をしているということがわかったものについての通告を命じていましたが、これからは「思われる」、「虐待を疑った」ものでも構わないということになりました。その通告義務の拡大をされたことではありますが、この下に、「市町村が追加される予定」と書いています。これは、今は福祉事務所もしくは児童相談所に通告となっておりますが、実は、この通告については児童福祉法というもう1つの法律があり、そこに通告先は「福祉事務所、もしくは児童相談所」となっています。その児童福祉法を改正して、市町村もこの通告を受ける窓口になるというように、現在改正を検討しています。

この児童福祉法の改正は、今、国会で審議中で、国としては平成17年度からはこの市町村が追加をされる予定となっております。そうすると通告、そして初期の対応等々協力をしてもらえるような体制が市町村にできるようになるかと思いません。このへんの動向についても、是非、ご注目を

いただきたいと思います。



そして第10条です。従前、子どもの安否について不安があった場合には、その確認とか、場合によっては「職権による一時保護」ということが、相談所の役割でした。しかし、保護者の強烈な拒否、反対があった場合には警察官の同行をお願いしていましたが、これが十分機能していないという実態から、これからは児童相談所長が要請をちゃんと警察署長にする。特に、そういう不安のあるケースの場合には、必要に応じて適切な援助を求めなければならないという義務規定を設けたということが、改正の内容です。



このたびの改正の中でも、私たち現場では不十分な点があるような気がしています。特に、親子関係に係わる家族法、民法上の問題、それから司法の関与等々を整理をしていただかなければいけない問題がありますが、これは、改正議論の積み残しということで次回の改正になればと

思っています。

駆け足で、まとめさせていただきます。私たち児童相談所が虐待に対応する時に、いろいろな機関から、「じゃあ虐待の判断って、どうやってするんだ」というお話をいただきます。そこで、本当に簡潔にまとめてみました。まず、「保護者がいくら一生懸命だった」としても、『しつげだ』、そしてまた、『子どものためを思って』と主張しても、一番大事なのは、「大人の側のその意図で判断をするということではない」ということをしっかりと認識をいただきたいと思います。その行為そのものが、『子どもにとって有害かどうか』という視点で考えていくということ。まさに『虐待か否かではなくて、子どもには何が起きているか』というご判断をいただくということが大事ではないだろうかと思います。

2点目ですが、深刻な事件が報道されますと、「なぜ分離をしていなかったのか」ということを、皆さん、関心を持ってみられるのではないかと思います。

### まとめ

#### ○ 虐待の判断

『しつげだから・・・』、『子どものためを思って・・・』との保護者の意図ではない

⇒ 『虐待か否かではなく、  
子どもにとって何が起きているか』

#### ○ 解決は「分離」か？

⇒ 親も支援を必要としている  
家族関係の回復の視点(再統合)  
⇒ 発見・支援の地域ネットワーク ⇒ 予防  
(子育て支援)

しかし「分離」は解決にはつながらない。それは一時的なことだと考えています。なによりも大

事なのは、そのあとの親子の関係をどう回復するかということが、大きな虐待問題の解決の視点ではないかと思います。そしてまた、私たち、児童相談所で係わっていると、親自身が深刻な問題を抱えていたり、悩みを持っていることに気付かされます。まさに「親も支援を必要としている」。その中で、必要なのは「家族の再統合」でありまして、「家族関係の回復」ということが、虐待解決の大きな目標であります。

そのためには、児童虐待の発見のために必要な、先ほど地域のネットワーク、これが決め手になるという話しをしました。いずれにしても分離したとしてもその子どものほとんどは、いずれ家庭に戻っていきます。家族の暮らしが続くわけです。それは地域の支援がなければ続かないと私たちはみております。その地域支援のネットワークそのことが、そもそも予防ではないかと思っております。家族が暮らす地域、それを支援する体制ということが大事です。まさに少子化が進む現在の地域の子育てへの支援体制をいかにすみずみまでつくり上げていくかではないか。「子育て支援」そのことが、この児童虐待の予防につながるのだろうと考えます。

特に、急速な少子化対策が進んでいる中で、全国に先駆けて北海道では、「北海道子ども未来づくり条例」というものを制定いたしました。子どもが健やかに成長できる環境づくり、まさに虐待対策の一番肝要なベースづくりは、子どもを健やかに育てる環境づくり、子育て支援体制ではないだろうか。そんなふうに考えています。

今日、お集まりの皆さま方の一層の児童虐待に対するご理解、認識を深めていただき、またご協力をいただけることをお願いいたします。

(本号で3回にわたる報告を終了します。)